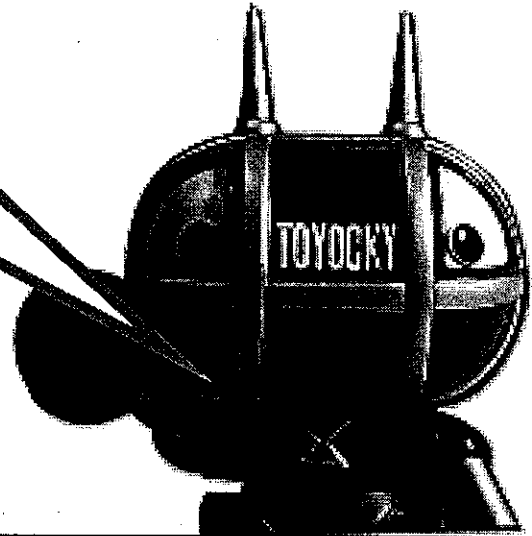


みなさんが行うシティプロモーション事業を全力で応援します！

豊橋市シティプロモーション事業補助金・認定事業を募集！

今年からシティプロモーション認定事業が始まったトヨ！



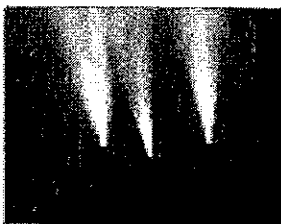
豊橋市では、平成22年をシティプロモーション元年として、豊橋市が持つ魅力を市内外に発信しています。

昨年に引き続き、皆さんのシティプロモーション活動を応援するため「豊橋市シティプロモーション事業補助金」を実施します。

また、今年度から「豊橋市シティプロモーション認定事業」を創設し、資金面以外でも広報活動により、皆さんのシティプロモーション活動を応援します！

皆さんからのたくさんの応募をお待ちしております！

※シティプロモーションとは、豊橋を知ってもらい、応援してもらい、愛着してもらうために行う一連の活動です。



手筒花火



のんほいパーク



路面電車



豊橋食文化

シティプロモーションの核となる4つのコンテンツ

補助金・認定事業共通事項

【対象となる団体】

所在地を問わず法人格のある団体、任意団体（複数団体で共同で行う場合も可）

例：企業、業界団体、NPO法人、市民グループ、大学、専門学校など（個人は不可）

【対象となる事業】

対象となるのは、豊橋市のシティプロモーション事業に寄与する事業で、豊橋をたくさんの人に知ってもらうために行うものや、豊橋市内の人に豊橋のことをもっと好きになってもらうために行うもので以下の2つの条件を満たす事業です。

- (1) 平成24年8月1日以降に実施する事業で、平成25年3月31日までに事業を完了し、指定された書類を提出できる事業
- (2) 新たに実施する事業又は既存の事業を拡大して実施する事業（補助金の対象は新規事業と既存事業の拡大部分のみ）。

※次にあげる事業は対象事業となりません（申請中の事業も含まれます。）（1）豊橋市から財政的な支援を受けている事業（2）豊橋市から財政的支援を受けている団体が行う事業（3）(2)の団体から財政的支援を受けている団体が行う事業（4）豊橋市又は(2)(3)の団体との共同事業（5）公序良俗に反する事業

【申請方法】

6月15日（金）までに必要書類を作成して、市役所東館6階シティプロモーション推進室まで持込み又は郵送してください（必着）。

補助金・認定事業の交付要綱及び提出書類は豊橋市のホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/eejanaika1484/index.html>

【決定方法】

申請書の内容を審査し効果的な事業と認められるものについて補助金の交付・事業の認定を行いません。審査結果の通知は8月上旬を予定しております。

シティプロモーション事業補助金について

【対象となる経費】

- (1) 補助の対象となる経費は事業実施に直接かかる経費です。ただし、次の経費については補助の対象とはなりません。

団体の運営に関する経常的な経費、事務所等を維持するための経費、団体の構成員に対する人件費や謝礼、飲食費、その他市長が補助にふさわしくないと認める経費等。

【補助金額】

- (1) 私企業が行なう事業は、補助対象経費の2分の1以内かつ20万円以下
 - (2) 特定非営利法人及び任意団体が行なう事業は、補助対象経費の3分の2以内かつ20万円以下
- ※今年度より希望者はプレゼンテーションが行なえます

シティプロモーション認定事業について

認定された事業については次の支援が受けられます。

- (1) 広報とよはし、市ホームページにて認定事業の掲載を行なうなどの広報支援
- (2) 「ええじゃないか豊橋」ロゴマークの使用許可
- (3) シティプロモーショングッズ（法被、旗など）の貸し出しなど

※認定事業については、今回の締め切り以後も随時受け付けます

【問い合わせ・応募先】

豊橋市企画部シティプロモーション推進室
住所 〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
TEL 0532-51-2179 FAX 0532-56-5711
e-mail citypromotion@city.toyohashi.lg.jp

ロゴマーク

